

資料提供

令和8年2月19日
課名 建設産業課
担当者名 田中
内線電話 3822
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、令和8年2月12日に、建設業法に基づく監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	合同会社ケイショウ	代表者氏名	松島 諒太
主たる営業所の所在地	広島市中区鞆町 15-10 SKビル3F		
許可番号	広島県知事許可（般-5）第40960号		
許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	令和8年2月12日	処分を行う者	広島県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第9号及び第12号該当）		
処分の内容 許可の取消し （とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し）			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
合同会社ケイショウの役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当することが判明した。 このことは、建設業法第8条第12号の欠格要件に該当し、同法第29条第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当する。			